

雪の季節です

除雪は助け合

水道管の凍結にご注意ください

冬場は気温が下がり、気温がマイナス4度以下になると水道管が凍結したり、破裂したりすることがあります。

冷え込みが予想される場合は、水道の蛇口から細く水を流しておいたり、屋外の水道管には保温材を巻くなどして、凍結を防ぎましょう。

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の元栓を閉め、加賀市指定給水装置工事業者に

修理(有料)を依頼してください。

空き家や、施設入所・入院などのため長期不在の場合は、はやめに水道料金お客さまセンターに閉栓の依頼をしてください。

図 水道課 ☎0761-72-7950
水道料金お客さまセンター
☎0761-72-7951



屋根雪下ろし費用を助成します

居住している家屋の屋根雪下ろしを自力で行うことが困難な世帯に対し、費用の一部を助成します(市害対策本部が設置された場合)。

【対象世帯】

市に居住し、次のいずれかに該当する市県民税非課税世帯。

- ・65歳以上の人のみの世帯
 - ・障がいのある人のみの世帯
 - ・ひとり親世帯(18歳以下の子と構成する世帯)
- ※ただし屋根雪下ろしができる扶養義務者が近隣にいる場合や生活保護世帯は対象外。

【助成額】

- ・屋根雪下ろしの経費(上限3万円)
- ・下ろした屋根雪を必要最小限度除雪した経費(上限1万円)

【申請期限】

令和8年3月31日(火)



図 福祉政策課 ☎0761-72-7854

悪天候日のごみ収集

強風や降雪量のある日なども、原則ごみの収集は行いますが、特に強風や積雪が多い場合やむを得ず収集が遅れたり、中止することがあります。

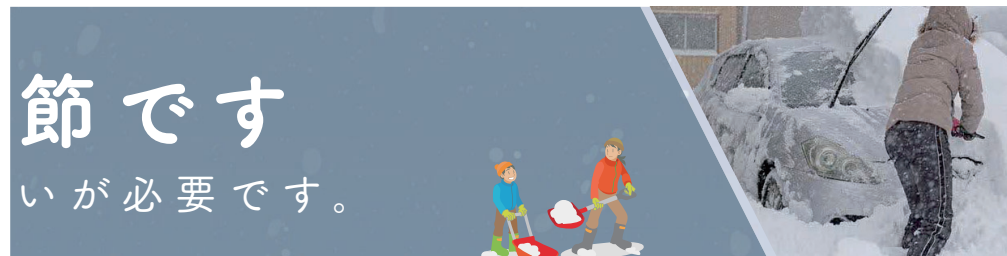
中止が決まった際は、市より各町の区長様を通じて連絡いたします。



悪天候が予想される時は、次のように心がけて備えましょう

- ・ごみ出しをなるべく控え、次回の収集日に出す
- ・前日からごみを出さず、収集日の朝に出す
- ・収集作業に支障が無いよう集積所を整備する(ネット・カゴの設置、集積所周辺の除雪など)

図 環境課 ☎0761-72-7885



道路除雪について

道路除雪について

(1)除雪体制について

冬期間の安心・安全な市民生活の確保に向けて、12月1日から翌年3月31日まで「加賀市除雪対策本部」を設置します。除雪作業をスムーズに進めるため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(2)除雪車の出動について

積雪深が概ね10センチメートルに達し、気象予報により今後も降雪が続くと予測され、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に除雪車が出動します。

(3)除雪路線の優先順位について

除雪路線を、重点除雪路線、第1種除雪路線、第2種除雪路線、第3種除雪路線の4つに分け、これらを基準として除雪路線に優先順位をつけ、スムーズな交通が確保できるよう除雪作業を行います。



除雪作業のときのお願い

(1)以下の点を町内会や住民の皆さまにご協力をお願いします

- ・道路除雪後の各家庭の玄関先や車庫前の除雪
- ・除雪路線以外の市道、歩道や通学路の除雪
- ・ごみ集積場付近の除雪
- ・消火栓や防火水槽付近の除雪
- ・高齢者世帯等の除雪

(2)路上駐車はやめましょう

・路上駐車があると除雪作業ができません。

(3)道路に張り出している樹木の伐採について

・道路ぎわにある樹木などが積雪により道路に倒れかかると、通行の妨げになり事故の原因となる場合があるため除雪時期までに伐採をお願いします。

(4)その他

- ・除雪に関する相談は、町内会長を通じて加賀市土木課まで連絡をお願いします。(電話回線が混雑します。)
- ・除雪作業は、降雪時間や積雪状況、早朝からの降雪などにより、作業が遅れる場合があります。
- ・雪の影響で通勤や通学に時間がかかることがありますので、早めの行動を心がけてください。

図 土木課(維持管理グループ)
☎0761-72-7931

